

# 航空保安検査補助金交付要綱

平成 15 年 3 月 10 日 14 港島管第 850 号

平成 30 年 5 月 25 日 30 港島管第 156 号

令和 7 年 3 月 27 日 6 港島管第 1209 号

最終改正 令和 8 年 3 月 24 日 7 港島管第 1275 号

## (趣旨)

第 1 条 東京都営空港（以下「空港」という。）における航空機の安全かつ快適な利用を確保し、乗客の生命の安全を守ることを目的として、航空運送事業者が実施する保安検査業務に要する費用及び保安検査機器の購入に要する費用に対し補助を行うものとし、その交付に関しては、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）に定めるほか、この交付要綱に定めるところによる。

## (空港)

第 2 条 対象となる空港は、東京都営空港条例（昭和 37 年 3 月 31 日条例第 53 号）第 2 条の空港とする。

## (補助対象路線)

第 3 条 補助対象路線は、東京都営空港条例施行規則（昭和 37 年 4 月 28 日規則第 76 号）第 5 条の 2 の路線とする。

## (補助対象事業者)

第 4 条 補助対象事業者は、補助対象路線において、航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 2 条第 18 項に規定する航空運送事業を継続的に経営する者とする。

## (補助対象事業)

第 5 条 補助対象事業は、次のとおりとする。

### (1) 保安検査業務等

- (ア) 門型金属探知機による搭乗客の検査業務
- (イ) X線検査装置による機内持込手荷物の検査業務
- (ウ) X線検査装置による受託手荷物の検査業務
- (エ) 地上作業監視業務

### (2) 保安検査機器

- (ア) 門型金属探知機の購入
- (イ) X線検査装置の購入
- (ウ) 液体物検査装置の購入
- (エ) 保安検査場監視装置の購入
- (オ) 爆発物検査装置の購入

## (補助対象期間)

第 6 条 補助金の交付の決定を受ける日の属する会計年度（以下「補助交付年度」という。）1 年間とする。

(補助対象経費)

第7条 補助対象経費は、第5条に規定する補助対象事業に要する費用とする。

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、予算の範囲内において、前条に規定する補助対象経費の50パーセント以内の額とする。

(補助金の交付の申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助金交付申請者」という。）は、航空保安検査補助金交付申請書（第1号様式）を補助交付年度の7月31日までに、知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、定款、契約書及び営業報告書等必要な書類を添えて提出しなければならない。

(補助金交付の決定)

第10条 知事は、補助金の交付を決定（以下「交付決定」という。）したときは、航空保安検査補助金交付決定通知書（第2号様式）により補助金交付申請者に通知する。

(補助金交付の条件)

第11条 知事は、補助金の交付の決定に際し、その目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第12条 補助金交付申請者は、第10条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付決定内容又はこれに付された条件に不服があるときは、同条の規定による通知書に記載された期日までに、航空保安検査補助金交付申請取下届出書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

(対象事業の内容変更等)

第13条 補助対象事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ補助金に係る航空保安検査補助対象事業計画変更等承認申請書（第4号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 第5条に規定する補助対象事業の内容を変更しようとする場合

(2) 第5条に規定する補助対象事業を中止又は廃止しようとする場合

(事故報告等)

第14条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び状況を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第15条 知事は、補助事業者の円滑な執行を図るため、必要に応じて補助事業者に対し遂行状況に関して報告を求めることができる。

(補助事業等の遂行命令等)

第 16 条 知事は、前条の規定による報告等により、補助事業が交付決定の内容またはこれに付した条件に従い遂行されていないと認める場合は、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行するよう命じることができる。

2 補助事業が前項の命令に違反したときは、その者に対し当該補助事業の一時停止を命じることができる。

(実績報告)

第 17 条 補助対象事業者は、対象事業が完了したときは、航空保安検査補助金実績報告書（第 5 号様式）を対象事業の完了した日から起算して 20 日を経過した日又は交付年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、補助金の交付に係る契約書、領収書又は明細書の写しを添えなければならない。

(補助金交付額の確定)

第 18 条 知事は、前条の報告に係る対象事業の成果が交付決定及びこれに付した条件に適合すると認めるときは交付額を確定し、航空保安検査補助金の額の確定通知書（第 6 号様式）により補助対象事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第 19 条 補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業等につき、これに適合させるための処置をとることを命じることができる。

(補助金の交付請求)

第 20 条 前条の規定による通知を受けた補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは航空保安検査補助金交付請求書（第 7 号様式）を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消)

第 21 条 知事は、補助対象事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反するとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (5) 法令又はこれに基づく知事の処分に違反したとき

2 知事は、前項の取消しを決定した場合においては、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 22 条 知事は、前条の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、交付決定の取消しの通知をした日から 20 日以内の期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(違約加算金及び延滞金)

第23条 補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、その返還を命じたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

2 補助金の返還を命じた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

（他の補助金等の一時停止等）

第24条 補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金や違約加算金、延滞金の全部または一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務または事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、または当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

（処分の制限）

第25条 本要綱に基づく補助金により取得した検査機器は、当該機器の耐用期間（5年）を経過するまでの間、第1条から第5条までに定める事業以外に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供し（以下「処分」という。）てはならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

（1）処分の1ヶ月前までに航空保安検査補助対象事業目的外使用承認申請書（第8号様式）を知事に提出し、その承認を受けるとともに、当該処分に相当する補助金を返還した場合（ただし、補助対象額の返還については、国又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体の要請により使用する場合を除く。）

（2）交付決定の際に、すでに補助対象額から除いている場合

2 補助事業者が前項の知事の承認を受けて、当該機器を処分したことにより収入があった場合は、東京都は収入の一部を都に納付させることができる。この場合において、その額は、知事が定めるところによる。

附 則

この交付要綱は、平成14年4月1日から適用する。

附 則（平成17年3月31日付16港島管第814号）

この交付要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成19年3月26日付18港島管第938号）

この交付要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成30年5月25日付30港島管第156号）

この交付要綱は、平成30年6月1日から適用する。

附 則（令和7年3月27日付6港島管第1209号）

この交付要綱は、令和7年3月28日から適用する。

附 則（令和 8 年 3 月 24 日付 7 港島管第 1275 号）  
この交付要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。